

八幡市議会議員の報酬の額の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の報酬月額、八幡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年八幡市条例第3号）第1条の規定にかかわらず、同条に規定する当該額から100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提出日：令和5年3月29日

提出者：八幡市議会議員 鷹野雅生

賛成者：八幡市議会議員 小北幸博 山本邦夫 中村正公 山田芳彦
長村善平 太田克彦 山口克浩 横山 博

議決結果：令和5年3月29日原案可決